

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	吉野町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.yoshino.nara.jp/chosei/syakaihosyou-zeibanngou/

執行機関名 吉野町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	吉野町福祉医療費資金貸付要綱による医療費の貸付に関する事務(子ども医療費)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年吉野町条例第26号)別表第1 第6の項 吉野町福祉医療費資金貸付要綱による医療費の貸付に関する事務(子ども医療費)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	吉野町福祉医療費資金貸付要綱 第1条・第1条の2
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項 に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者</u> に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う <u>児童の健やかな成長</u> に資することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)</u> の支払が困難な者に対して、 <u>一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)</u> を貸付けることにより、 <u>生活の安定と自立を促すこと</u> を目的とする。 第1条の2 第1条に規定する福祉医療費助成条例等は、次に定めるものをいう。 (1) 吉野町 <u>子ども医療費助成条例</u> (昭和48年吉野町条例第26号) (2) 吉野町心身障害者医療費助成条例(昭和48年吉野町条例第23号) (3) 吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年吉野町条例第25号) (4) 吉野町重度心身障害者老人等医療費助成条例(平成17年吉野町要綱)
⑦独自利用事務の関連規範		吉野町福祉医療費資金貸付要綱